

(記載例)

様式第1号(第4条関係)

五霞町住民基本台帳事務における支援措置申出書

(新規 延長 変更)

茨城県五霞町長
関係市区町村長

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、
様 児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受 付	連 絡
			/	/
転	/		/	/
送	/		/	/

年 月 日

備考

支援措置申出者	氏名 (生年月日)	五霞 花子 (昭和〇年〇月〇日)	住所	五霞町〇〇△△番地の△△	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	五霞 太郎 (昭和〇年〇月〇日)	住所	〇〇町〇〇△△番地の△△	その他	連絡先はなるべく携帯電話を記入してください。 無い場合は日中連絡がつく番号を記入してください。			
支援措置申出者の状況 (別紙参照の上 いずれかにレ)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法		C 児童虐待防止法		D その他前記AからCまでに準ずるケース		
添付書類 (該当書類にレ)	保護命令決定書(写し)			入所(委託)措置決定通知書					
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面			その他					
相談先	警察署, 配偶者暴力相談支援センター, 児童相談所等の機関に相談している場合, 相談した日時, 当該相談機関の名称, 担当課等を可能な範囲で記入してください。 警察署等、相談機関がある場合には、ご自分で記入してください。								
	年 月 日(相談先の名称)			(担当課)					
支援措置を 求めるもの	希望にレ	支援措置を求める事務			現住所等				
		住民基本台帳の閲覧			現住所	同上			
		住民票の写し等の交付(現住所地)			現住所	同上			
		住民票の写し等の交付(前住所地)			前住所	五霞町〇〇△△番地の△△			
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)			本籍	五霞町〇〇△△番地△△			
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)			前本籍	五霞町〇〇△△番地△△			
合わせて支援措置を 求める者	支援措置申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日			
	〇〇	五霞 一郎	〇年〇月〇日			年 月 日	同じ住所の方で、併せて支援を求める者について記入してください。		
	〇〇	五霞 二子	〇年〇月〇日			年 月 日			
(添付書類がなかった場合)									
相談機関の意見	1 上記支援申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記と合わせて支援措置を求める者について、支援措置申出者を保護するため支援措置の必要性があるものと認める。 3 1及び2以外の場合に、相談機関において、特に把握している状況 ※一時保護の有無、相談時期等がある場合は、把握している状況を記入すること。					市区町村の確認	相手方	年 月 日	
	年 月 日							長 係 (担当課係)	
備考	この部分は、相談機関が記入するので、何も記入しないでください。								

(注) 1 太枠の中を記入してください。

2 申出に際し、本人の確認をさせていただきます。

3 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、小規模住居型児童養育事業を行う者等が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。

4 申出の内容について、相談機関に確認させていただく場合があります。

5 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。

6 支援期間は、支援措置の開始の連絡日から1年です。期限到来の1箇月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援措置を終了します。

7 支援措置申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村長に申出を行ってください。

「五霞町住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「支援措置申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにレを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース